

第8章

歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項



1. 歴史的風致形成建造物の管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法又は景観法などの法律や条例に基づいて指定又は登録されている建造物は、歴史的風致を形成している特性や価値を踏まえ、当該関係法令に基づき適正に維持管理を行うことを基本とする。

歴史的風致形成建造物の維持管理は、所有者又は管理者等による維持管理を基本とし、歴史まちづくり法第15条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転又は除却に係る市長への届出及び勧告などの規定を活用し、適正な維持管理を図る。なお、維持管理を行う上で修理が必要な場合は、建築様式や改変履歴等の調査及び記録を行った上で、その特徴を顕著に示す意匠や形態の保存又は維持に努めることとする。

また、歴史的風致の維持向上のため、歴史的風致形成建造物の公開活用についても積極的に推進し、公開する場合は、所有者等と協議の上、生活に支障をきたすことがないように十分な配慮を行い、市民や観光客への周知に努めて実施することとする。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

上記の基本的な考え方に基づき、歴史的風致形成建造物の管理の指針は、次のように設定する。

① 道指定文化財及び市指定文化財である歴史的風致形成建造物

道及び市の指定有形文化財は、道及び市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度により保護を図る。これらの建造物の維持管理は、文化財のもつ価値を損なうことがないように、外観及び内部の現状保存又は調査に基づく修復・復原を基本とする。また、文化財の保護のために必要な防災上の措置を講じる場合は、文化財の価値を損なわない範囲で実施するものとする。

② 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

国の登録有形文化財は、文化財保護法に基づき適切に維持管理を行うこととする。これらの建造物の維持管理は、外観の現状保存を基本とし、改修時は、外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原に努めるものとする。また、内部において、建造物の維持管理のために必要な改造を認めるが、歴史的価値の高いものについては、所有者等と協議の上、保存に努めるものとする。

③ 景観重要建造物である歴史的風致形成建造物

景観重要建造物は、市の景観条例に基づく現状変更等の許可制度などにより保護を図る。これらの建造物の維持管理は、外観の現状保存を基本とし、改修時は、外

観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原に努めるものとする。また、内部において、建造物の維持管理のために必要な改造を認めるが、歴史的価値の高いものについては、所有者等と協議の上、保存に努めるものとする。

④ 市指定歴史的建造物及び市登録歴史的建造物である歴史的風致形成建造物

市指定歴史的建造物及び市登録歴史的建造物は、市の景観条例に基づく現状変更等の届出制度などにより保護を図る。これらの建造物の維持管理は、外観の現状保存を基本とし、改修時は、外観の変更を伴わない部分的な改修や建築当初の外観への復原に努めるものとする。また、内部において、建造物の維持管理のために必要な改造を認めるが、歴史的価値の高いものについては、所有者等と協議の上、保存に努めるものとする。

3. 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出不要の行為については、次の場合とする。

- ① 文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく国の登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項に基づく現状変更の届出を行った場合
- ② 北海道文化財保護 条例第 4 条第 1 項に基づく道指定有形文化財について、同条例第 14 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請又は第 15 条 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- ③ 小樽市文化財保護条例第 5 条第 1 項に基づく市指定有形文化財について、同条例第 11 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請又は第 12 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合
- ④ 景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物について、同法第 22 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合
- ⑤ 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例第 46 条第 1 項に基づく市指定歴史的建造物について、同条例第 48 条第 1 項に基づく現状変更等の届出を行った場合
- ⑥ 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例第 45 条第 1 項に基づく市登録歴史的建造物について、同条例第 48 条第 1 項に基づく現状変更等の届出を行った場合

